

## 見附市告示第138号

見附市育児休業取得促進助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年10月27日

見附市長 稲田亮

### 見附市育児休業取得促進助成金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市育児休業取得促進助成金交付要綱（令和5年見附市告示第94号）の一部を次のように改正する。

第1条中「見附市の」を「従業員が」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(5) 多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業 新潟県が定める新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度実施要綱に基づき新潟県が認定した企業等をいう。

第3条第1号中「パパ・ママ子育て応援プラス」の次に「又は新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業」を加える。

第5条第1号中「ハッピー・パートナー企業登録証」の次に「又は新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定証」を加える。

様式第1号中「ハッピー・パートナー企業登録証」の次に「又は新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定証」を加える。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市育児休業取得促進助成金交付要綱の規定は、令和7年10月1日から適用する。